

暗渠排水工に係る特記仕様書（農業農村整備事業）

1. 適用

本特記仕様書は、土地改良工事積算基準9. ほ場整備工④暗渠排水工を用いた、水田及び畑地の暗渠排水工のバックホウによる施工について適用する。

（トレンチャーの保有状況を判断しバックホウ掘削を選択している場合）

2. 掘削機械におけるトレンチャーの優先使用

本工事においては、暗渠排水工の掘削機械をバックホウとしている。ただし、トレンチャー掘削は作業効率が良く、掘削幅が狭いことで被覆材の量が少なくなること、暗渠施工直後の暗渠溝への田植え機の車輪埋没を防げることから、現場にトレンチャーが手配できる場合は、暗渠排水工の掘削機械のトレンチャーの優先使用を検討する。

3. トレンチャー使用の検討

初回協議において、受注者は本工事のトレンチャー手配状況を監督職員に報告し、その結果を協議記録簿に記載する。

4. 設計変更

受注者が本工事にトレンチャーを手配することができる場合は、バックホウと施工効率が異なり、掘削幅が狭くなることで被覆材の量も大きく変更することから、トレンチャーを用いた標準断面に設計変更する。

（地盤特性を判断しバックホウ掘削を選択している場合）

2. 掘削機械の変更

本工事においては、地盤特性を考慮し、暗渠排水工の掘削機械をバックホウとしている。ただし、受注者が現場条件等を確認し、トレンチャーによる施工が可能と判断し、かつ現場にトレンチャーが手配できる場合は、監督職員と掘削機械の変更について協議する。

3. トレンチャー使用の協議

初回協議において、受注者は、地盤特性による選定機種及びトレンチャー手配状況を監督職員に報告し、その結果を協議記録簿に記載する。

4. 設計変更

掘削機械をトレンチャーに変更する場合は、バックホウと施工効率が異なり、掘削幅が狭くなることで被覆材の量も大きく変更することから、トレンチャーを用いた標準断面に設計変更する。